# 【住宅ローン控除入力要領】

※ [スマホ申告ご利用ガイド」の「6 控除等の入力」における 画面遷移後の入力です。 1/5







## 6年末残高等の入力



4/5

### 7 適用を受ける控除の選択

## 8 入力内容の確認

5/5

税の国税局・税務署



#### ⑩ 適用を受ける控除に「✓ |を 入れて『次へ』をタップ

● 「特例対象個人」とは・・・

- ⇒ 令和6年12月31日の現況において、 次のいずれかに該当する方をいいます
- ① 年齢が40歳未満であって配偶者を

有する方

 (2) 年齢が40歳以上であって年齢が40 歳未満の配偶者を有する方

合)

③ 年齢が19歳未満の扶養親族を

有する方